

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

会計室及び財政局（会計室・財政局以外の土木工事、建築工事等の請負契約に関する事務を除く。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
会計室	出納課、審査課	
財政局	総務課	
	財政部	財政課、資金課、財産管理課、資産経営課
	契約部	契約監理課、契約課
	税務部	税制課、税務システム推進課、市民税課、固定資産税課、収納対策課、収納管理・特別徴収事務センター
	栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所	

第3 監査の着眼点

- 1 市民税・固定資産税の賦課・徴収事務は適正に行われているか
- 2 ふるさと寄附金（納税）制度の取組状況について
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 5年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 前渡金出納簿への登載について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿に登載するとともに現在金との符合を確認することとされている。

前渡金出納簿への登載状況について調査したところ、金山市税事務所固定資産税課において、有料駐車場の利用等に係る前渡金の支払をその都度行っているにもかかわらず、前渡金出納簿への登載を後日まとめて行っていた。

名古屋市会計規則に基づき、前渡金出納簿への登載を適正に行われたい。

（金山市税事務所固定資産税課）

(2) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、財産の買入れにあつては、予定価格が160万円を超えない場合には随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

税務総合情報システム用プリンタトナー等消耗品の購入契約について調査したところ、税務部税制課及び各市税事務所管理課において、予定価格が30万円を超える契約にもかかわらず、他の事業者から見積りを辞退されたとの理由で、1者からしか見積書を徴取していない事例が複数見受けられた。また、これらの事例では、全ての所属で見積年月日、契約年月日及び履行期限がいずれも同一であった。

税務部税制課及び各市税事務所管理課においては、競争性の観点から、2者

以上の者から見積書を徴取するよう徹底されたい。また、各所属で締結している契約について、経済性の観点から一つにまとめ、入札方式による契約とすることについても検討されたい。

(税務部税制課、栄市税事務所管理課、本陣市税事務所管理課、金山市税事務所管理課)

(3) 相続人調査事務について（行政運営事務）

地方税法（昭和25年法律第 226号）によると、相続があった場合には、その相続人は、被相続人が納付すべき地方団体の徴収金を納付しなければならないとされている。

本市においては、納税義務者が死亡した場合、相続人調査を実施し相続人代表者を定めた上、納税告知を行っている。

各市税事務所市民税課における相続人調査事務について調査したところ、各市税事務所において、相続放棄される可能性を勘案し、全ての相続人調査を行うことなく課税を保留する基準を独自に定めており、調査対象とする相続人の範囲が統一されていなかった。さらに、本陣市税事務所においては自ら定めた基準と異なる取扱いをしている事例も見受けられた。

また、所管課である税務部市民税課は、各市税事務所が独自の基準を定めていること及び当該基準に差異があることを認識していなかった。

市税事務所間で課税保留の基準が異なることは課税の公平性の観点から適切ではないため、税務部市民税課においては取扱基準の統一化を速やかに図られたい。

(税務部市民税課)

また、各市税事務所市民税課においては、統一された基準に従って相続人調査を実施されたい。

(栄市税事務所市民税課、本陣市税事務所市民税課、金山市税事務所市民税課)

(4) 事業所税の申告内容の誤りへの対応について（行政運営事務）

地方税法によると、事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から 2月以内（以下「申告期限」という。）に申告書を提出しなければならないとされ

ており、申告期限までに提出した申告書（以下「当初申告書」という。）の税額が過大であった場合には、更正の請求をすることができるとされている。

一方、指定都市等の長は、納税義務者から提出された申告書について、税額等に誤りがあることを把握した場合には、納税義務者からの請求の有無にかかわらず更正することとされている。

さらに、申告し納付した税額が過大であったことにより過誤納金が生じ、その過誤納金を還付する際には、過誤納金が生じた事由に応じて計算した還付加算金額を加算しなければならないとされている。

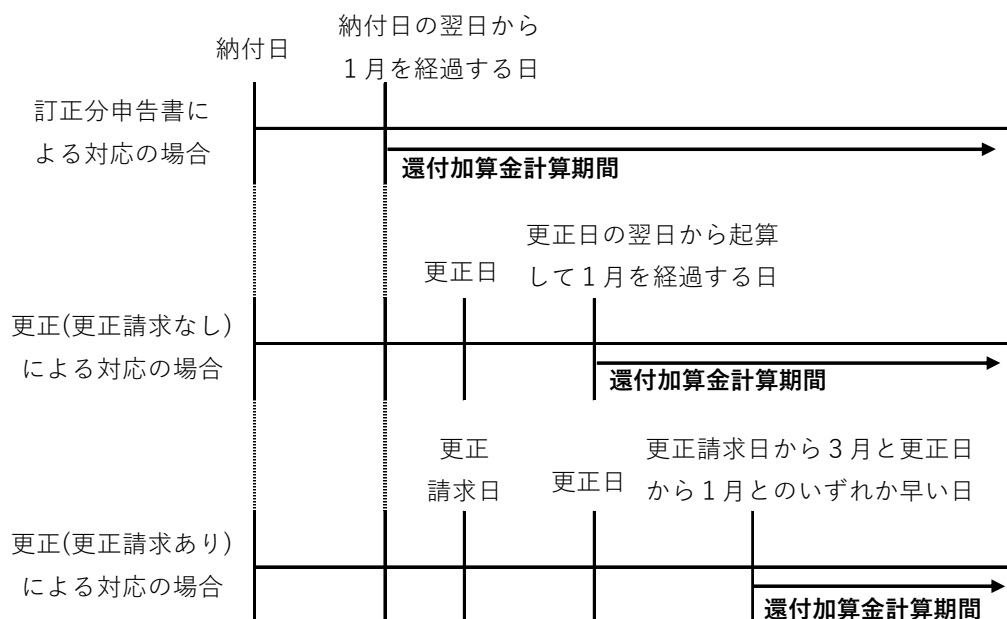
栄市税事務所法人課税課における、当初申告書の内容に誤りがあり税額が過大であった場合の対応について調査したところ、納税義務者に対して更正請求書の提出を求める、又は自ら更正する（以下「更正による対応」という。）のではなく、誤りを訂正した申告書（以下「訂正分申告書」という。）の提出を求め、訂正分申告書を当初申告書の提出があった日に提出があったものとして対応していた。

当初申告書の税額が過大であった場合の取扱いについて、税務部市民税課及び栄市税事務所法人課税課に確認したところ、訂正分申告書の提出に 2 月以上要する見込みの場合及び過大となった部分の還付の際に還付加算金が生じる見込みの場合には、地方税法に基づいて更正による対応をしているが、それ以外の場合には、地方税法に基づかない独自の取扱いである訂正分申告書の提出により対応しているとのことであった。

この取扱いは、上記のとおり見込みに基づいて判断されることから、訂正分申告書による対応とした場合であっても、結果的にその提出までに 2 月以上を要する場合や還付加算金が生じる場合もあり得る。

また、訂正分申告書の提出を受け、これを当初申告書として取り扱う場合には、更正による対応の場合と比較し、次図のとおり還付加算金額が過大となるおそれがある。実際に、今回確認できた事例においても、更正による対応をしていた場合には、還付加算金が生じなかったにもかかわらず、訂正分申告書により対応したために還付加算金が 1,200 円生じていた事例があった。

図 還付加算金額への影響



法令に基づかない独自の取扱いにより還付加算金の計算に影響が生じることは適切ではないため、税務部市民税課及び栄市税事務所法人課税課においては、当初申告書の内容に誤りがあった場合の対応について、法令に則った更正による対応となるよう改められたい。（税務部市民税課、栄市税事務所法人課税課）

(5) 給与支払報告書未提出義務者の調査について（行政運営事務）

地方税法によると、1月1日現在において給与の支払をする者で、当該給与の支払をする際に所得税を徴収する義務があるものは、1月31日までに給与支払報告書を市長に提出しなければならないとされている。

また、個人の市民税・県民税事務取扱要綱によると、給与支払報告書提出義務者のうち1月31日までに給与支払報告書の提出のないもの（以下「給報未提出義務者」という。）に対しては、調査を行うこととしている。調査方法については、給報未提出義務者に対して催告状を発送し、なお給与支払報告書の提出のない場合は、給報未提出義務者調査カード（以下「義務者調査カード」という。）を作成した後、電話及び文書による催促等を行うこととされている。なお、調査を実施するにあたり、前年度の調査状況など調査に必要な事項を義務者調査カードに記載し、調査を行った場合は、その都度調査年月日及び調査事項を記載することとされている。

収納管理・特別徴収事務センターにおける給報未提出義務者調査の実施状況について調査したところ、電話番号が不明な給報未提出義務者以外に対しては、電話及び文書による催促を実施しているとのことであったが、電話による催促を実施した結果を義務者調査カードに記載していない事例が散見された。

義務者調査カードは翌年度の調査にも活用されるものであることから、電話による催促を含めた調査の結果を適切に記載されたい。

(税務部収納管理・特別徴収事務センター)

(6) 課税標準の特例の適用事務について（行政運営事務）

地方税法によると、家屋に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準は原則として当該家屋の価格であるが、国の社会的及び経済的施策等の見地から税の負担軽減を図るため課税標準の特例措置が設けられており、信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、課税標準となるべき価格の 5分の 3の額とされている。なお、税額は課税標準額に税率を乗じて算出される。

本市における課税標準の特例の適用事務の取扱いについては「課税標準の特例について」に定められており、信用協同組合等の事務所に含めるものとして、事務室、金庫室等が例示されている。一方、事務所に含めないものとして、貸金庫室のほか、事務所に含めない部分の従たる室として専ら使用される部分等が例示されている。

課税標準の特例の適用事務について調査したところ、栄市税事務所固定資産税課において、信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所に対する特例の適用にあたり、全自動貸金庫は適用対象外としていたものの、全自動貸金庫の操作室を誤って適用対象としていた事例が見受けられた。これにより、課税標準額に誤りが生じ、税額についても本来徴収すべき金額と比較して 5,600円少なくなっていた。

栄市税事務所固定資産税課においては、納税義務者に正しい税額を通知し不足分を徴収するとともに、課税標準の特例の適用にあたっては、実地調査や図面等により特例用途に合致した使用状況であるかを十分に精査されたい。

(栄市税事務所固定資産税課)

(7) 交付要求に係る財産上の権利者の確認について（行政運営事務）

地方税法及び国税徴収法（昭和34年法律第 147号）によると、滞納者の財産につき滞納処分や強制執行、担保権の実行としての競売等（以下「強制換価手続」という。）が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、強制換価手続の執行機関に対し交付要求をしなければならないとされている。また、交付要求を行った場合には、その旨を滞納者に通知しなければならないとされている。また、交付要求に係る財産上の抵当権等の権利者に対しても通知しなければならないとされている。

交付要求に係る事務について調査したところ、金山市税事務所徴収課において令和 4年 2月及び 4月に行った交付要求で、財産上の権利者の把握に漏れがあったことにより、一部の権利者に対して交付要求を行った旨を通知していない事例が見受けられた。

金山市税事務所徴収課に確認したところ、権利者の確認を令和 3年 6月に取得した不動産登記簿により行ったが、同年 8月に権利者が新たに増えていたことにより把握が漏れたとのことであった。

交付要求通知書の誤送付や送付漏れのリスクを低減させるため、不動産登記簿の取得から交付要求を行うまでに一定期間が経過している場合には、最新の不動産登記簿を取得し、改めて権利者の確認を行うよう徹底されたい。

（金山市税事務所徴収課）

第6 意見

1 市税の適正な賦課・徴収事務の執行について

市税収入の安定的な確保に向け、税務事務が円滑に執行されるためには、市民の理解と信頼が不可欠であり、適正かつ公平な事務処理を行うことが必要である。

財政局では、全庁的な内部統制の取組に加え、各市税事務所等において、適正な事務の執行に向けた点検を行うなど内部監察を実施し、事務処理誤りの防止に取り組んでいる。事務処理誤りの発生件数については、令和4年度は新たな税務総合情報システムが令和4年1月に稼働した影響もあり大きく増加したものの、令和5年度は新システム関連の件数の減少もあり、全体としては減少しているが、依然として誤送付や誤交付等の事案が発生している。また、今回の監査でも課税標準の特例の適用誤りや交付要求の手続における情報漏えいにつながりかねない事案が見受けられた。

このことから、再発防止策等のリスク対応策が適切な内容となっているか、また形骸化していないかの定期的な確認や見直しを行うなど、引き続き改善に向けた取組を進められたい。なお、その際には、納税者間の公平性を確保する観点から、常に市税事務所間で取扱いが統一されているかについても十分留意されたい。

また、将来にわたって質の高い税務事務を執行するためには、人材育成が重要である。本市では、平成22年度に各区役所で行っていた税務事務を集約化し市税事務所を設置した。これにより、税務事務の専門知識の向上等の効果が得られた一方で、戸籍や住民登録など区役所業務の経験を有する職員が減少しつつあることから、市税の賦課・徴収事務にも必要若しくは有用となるこれらの業務の知識が十分に継承されていくかが懸念されるところである。こうした懸念を払しょくするために、各局・区との相互交流を活性化し、区役所業務に関する知識を習得する機会の拡大などに取り組み、税の専門知識だけでなく税以外の幅広い知識を有し接遇やコミュニケーション能力も兼ね備えた税務職員を育成されたい。

財政局にあつては、上記の点に留意しつつ、本庁、各市税事務所等が一丸となって、引き続き市民の理解と信頼を得られる税務事務の推進に努め、歳入の根幹である市税収入の安定的な確保を図られるよう強く期待する。

2 ふるさと納税について

本市のふるさと寄附金（納税）（以下「ふるさと納税」という。）について、過去 5年間の推移は次表のとおりであり、市民がふるさと納税を行ったことに伴う寄附金税額控除による個人市民税減収額（以下「市民税減収額」という。）は年々増加している。

こうした状況の中、令和元年 6月から、地方税法改正に伴い返礼品の調達に要する費用を寄附金額の 3割以下とすること等の基準が設けられ、返礼品が法律上位置づけられた。これを契機に本市では、市内事業者の支援や市外在住者からの寄附金増加等を目的として、令和 3年10月から地場産品を活用した返礼品の提供を開始した。さらに令和 4年度には、返礼品の種類や寄附手続に利用するポータルサイト数の増加、PR イベントの開催など寄附金募集の取組を進めた。その結果、令和 2年度まで数億円で推移してきた本市への寄附金額は、令和 4年度には 63億円と大幅に増加している。

しかしながら、依然として市民税減収額が寄附金額を大きく上回る状況となっているため、寄附金確保に向けた取組をより進めていくことが求められる。そのためには、返礼品や寄附メニューを充実させることが重要であると考えられることから、財政局においては、他都市における先進事例や優良事例を参考に更なる検討を行うとともに、他局との調整・連携もより一層強化し、更なる寄附金の募集に努められたい。

表 寄附金額及び市民税減収額の推移等

	平成30年度	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
寄附金額	4億円	3億円	7億円	22億円	63億円
市民税減収額	61億円	81億円	88億円	109億円	135億円
差額	△57億円	△78億円	△81億円	△87億円	△72億円

（注）単位未満四捨五入

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

住宅都市局（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
住宅都市局	総務課、企画経理課、監理指導室	
	都市計画部	都市計画課、街路計画課、ウォークブル・景観推進室、交通企画課、交通事業推進室
	営繕部	企画保全課、営繕課、住宅・教育施設課、設備課
	建築指導部	建築指導課、開発指導課、建築審査課、建築安全推進課
	住宅部	住宅企画課、住宅整備課、住宅管理課
	都市整備部	まちづくり企画課、名港開発振興課、耐震化支援室、市街地整備課、アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室、大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所
財政局	リニア関連都心開発部	都心まちづくり課、リニア関連・名駅周辺開発推進課、名駅ターミナル整備室、ささしまライブ24総合整備事務所
	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の住宅都市局が所管する公の施設の指定管理者及び住宅都市局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
久屋大通公園北部園地・中央園地	三井不動産株式会社	令和 2年 7月 1日 ～令和20年 2月28日	都心まちづくり課

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) リニア中央新幹線の開業等に向けたまちづくりが着実に実施されているか
- (2) 住宅セーフティネット機能の強化に向けた取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 5年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

（1）実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

（2）実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

（1）収入金額の確認について（収入事務）

金山南ビルの駐車場（以下「金山駅南駐車場」という。）は、本市と公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「まちづくり公社」という。）が共有している。金山駅南駐車場の管理に関する協定書によると、まちづくり公社は、駐車料金等のうち駐車台数の持分割合で按分した本市の収入金額を、各四半期終了後速やかに駐車料金等報告書により本市へ報告し、納入するものとされている。

地方自治法等によると、普通地方公共団体が歳入を収入するときは、これを

調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならず、調定を行う際には、納入すべき金額等について誤っていないか、法令又は契約に違反する事実がないか調査しなければならないとされている。

金山駅南駐車場の駐車料金等について調査したところ、まちづくり公社は駐車場の管理運営を業者に委託しており、当該業者からの月報によって駐車場全体の収入金額を把握し、本市の収入金額を算定しているとのことであった。また、都市計画課においては、本市の収入金額を請求する際、いずれもまちづくり公社が作成した駐車料金等報告書と執行状況内訳表により、各月の駐車場全体及び本市の収入金額を確認していたものの、委託業者からの証拠書類を入手しての確認は実施しておらず、その他収入金額が適正かについて随時の確認なども行っていなかった。

都市計画課においては、金山駅南駐車場の収入金額を請求する際に、委託業者からの月報を入手するなど、収入金額が適正かどうか確認されたい。

(都市計画課)

(2) 区分所有建物の修繕工事に係る負担金支出について（支出事務）

金山南ビルは、本市（住宅都市局及び観光文化交流局）とまちづくり公社が区分所有している。金山南ビル管理規約等によると、まちづくり公社が金山南ビルの管理者として建物全体の修繕等を実施しており、その費用については、専有部分は区分所有者それぞれが負担し、共用部分は区分所有者が資産区分に応じて負担することとされている。

「金山南ビルR 4第 2期整備工事」として一括発注した工事のうち、共用部分に係る修繕工事について調査したところ、住宅都市局が本来負担すべき金額以上の工事負担金をまちづくり公社からの請求に基づき支出していた。

この差額が生じた原因をさらに調査したところ、観光文化交流局が負担する専有部分修繕工事について、負担すべき工事負担金より少ない金額がまちづくり公社から観光文化交流局へ請求されていた。なお、負担すべき金額との差額については、次表のとおり住宅都市局及びまちづくり公社の専有部分修繕工事並びに共用部分修繕工事に係るそれぞれの負担金に上乗せして、請求されていたことが判明した。

表 金山南ビルR 4 第 2期整備工事（契約金額70,884,000円）

（共用部分）	支出した工事負担金	負担すべき工事負担金	差額
住宅都市局	2,389,418円	2,371,769円	17,649円
観光文化交流局	1,683,094円	1,670,661円	12,433円
まちづくり公社	11,295,346円	11,211,914円	83,432円
合計	15,367,858円	15,254,344円	113,514円

（専有部分）	支出した工事負担金	負担すべき工事負担金	差額
住宅都市局	35,135,693円	34,876,167円	259,526円
観光文化交流局	8,220,000円	8,682,863円	△462,863円
まちづくり公社	12,160,449円	12,070,626円	89,823円
合計	55,516,142円	55,629,656円	△113,514円

都市計画課においては、今回支出した工事負担金について、適正な金額となるよう是正されたい。また、今後同様の事例が生じないよう、工事負担金の支出にあたっては、金額が適正かどうか十分に確認されたい。（都市計画課）

（3）支出命令事務について（支出事務）

本市では、請求書等の支出関係書類について、電子情報化した上で、財務会計総合システムにおいて支出命令者等に送付することとされている。

支出事務について調査したところ、まちづくり企画課において、請求書の日付が、砂消しゴムの使用により修正された事例や鉛筆書きであった事例があり、当該請求書をスキャンして電子情報を作成しているものが見受けられた。

鉛筆書きで日付が記載された請求書を電子情報化し事務処理を行っていた不適正な事例については、令和 2年11月20日に公表した住宅都市局に対する監査において指摘したところである。まちづくり企画課においては、行政文書を改ざんすることはあってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、視覚的チェックが機能しにくいというリスクがあることを踏まえ、上司等による確認の徹底を図り再発防止に努められたい。（まちづくり企画課）

(4) 随意契約を締結した場合における公表について（契約事務）

名古屋市契約事務手続要綱によると、少額の随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由など定められた事項について公表することとされている。

随意契約の公表の状況について調査したところ、契約の性質上、競争入札に適さないなどの理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、公表手続が行われていない事例が複数の所属で見受けられた。

各所属においては、契約事務の透明性を確保するため、名古屋市契約事務手続要綱に基づき適正に公表手続を行われたい。

（まちづくり企画課、市街地整備課、都心まちづくり課）

また、複数の所属において随意契約の公表漏れが発生していたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、今後同様の事例が発生しないよう各所属に対し指導されたい。

（総務課）

なお、各所属においては、対象の随意契約に関して公表したほか、再発防止に向けて所属内周知が行われており、必要な措置が講じられた。

(5) 公有財産有償貸付契約における貸付面積について（財産管理事務）

地方自治法等によると、普通財産は、将来の利用又は公益性を妨げないと認める範囲において、公益上必要がある場合のほか、経済的な運用により収益を得ることを目的とする場合に貸し付けることができ、普通財産を借り受けようとする者は、あらかじめ普通財産借受申込書を市長に提出することとされている。

公有財産有償貸付契約に係る関係書類を調査したところ、街路計画課において、普通財産借受申込書の添付資料に記載された貸付面積の計算に誤りがあり、その誤った面積に基づいて算出された年間貸付料で公有財産有償貸付契約を締結している事例が見受けられた。

街路計画課に確認したところ、誤った貸付面積及び年間貸付料で、同一の事業者と平成25年 3月より毎年契約を締結しており、当初契約時から、貸付面積の計算式を示すものとして同じ資料が普通財産借受申込書に添付されていたとのことであった。

街路計画課においては、貸付面積及び年間貸付料を改められたい。また、平成25年から提出資料の確認を怠ったまま、漫然と公有財産有償貸付契約を締結し続けたものと言わざるを得ず、今後同様の事例が発生しないよう、提出資料の確認を徹底されたい。

(街路計画課)

(6) 防火設備の改善について（財産管理事務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされており、火災予防条例では、防火扉などの防火設備は随時閉鎖もしくは作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。

また、市営住宅の管理代行に関する基本協定書等によると、名古屋市住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）が、市営住宅の維持管理、修繕及び改良等に関する業務を行うこととされている。

市営前津荘において、防火扉が随時閉鎖できない状態であったことから、建築設備等点検の報告書を調査したところ、住宅供給公社は点検業者から防火扉が部品の破損や床に擦って随時閉鎖できない箇所があるなど、改善が必要との報告を受けていたが、対応が行われていなかった。さらに、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。また、住宅管理課は、住宅供給公社から点検結果の報告を受けていたが、その後の住宅供給公社の対応について確認を行っていなかった。

防火扉などに不具合がある状態では、火災発生時に必要な機能が発揮されず、入居者への被害が拡大するおそれがある。住宅管理課においては、市営前津荘について法令の基準に適合するよう住宅供給公社を指導されたい。また、他の市営住宅においても同様の事例がないか点検結果の確認を行い、住宅供給公社を適切に指導されたい。

(住宅管理課)

(7) 事業施行者管理道路の一時使用の承認について（財産管理事務）

本市では、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）に基づき、事業施行者として土地区画整理事業を施行している。

「土地区画整理事業により新設及び改築又は廃止される道路の一時使用に係る承認等処理要綱」等によると、管理区域として指定された事業施行者管理道路は、土地区画整理事業に支障が生じない範囲において、電気事業や水道事業などの公益事業又は土木建築工事等、特に必要と認める際には、一時的に使用させることができるとされている。

事業施行者は、事業施行者管理道路の一時使用申請者から申請書等の提出を受け、申請内容が基準に適合すると認められたものについて一時使用承認書を交付している。

また、一時使用申請者は、工事が完了したときは、直ちに工事完了届及び必要な図書（以下「完了届等」という。）を事業施行者に提出し、本市職員の検査を受けることとされている。

事業施行者管理道路の一時使用承認に関する書類を調査したところ、大曽根北・筒井都市整備事務所において、実査時点で工事の期間が終了しているにもかかわらず、一時使用申請者から完了届等の提出がされていないものが散見された。

大曽根北・筒井都市整備事務所に確認をしたところ、一時使用申請者に対する完了届等の提出勧奨は、年度末に電話で行っているのみとのことであった。また、工事の現場状況については、職員が巡回の際に適宜確認しているものの、道路の埋め戻しや舗装の厚さなど、完了届等が提出されなければ確認できない内容が含まれる場合があるため、完了届等が未提出の工事については一律に、職員による検査を行っていなかった。

本件については、平成29年 9月11日に公表した住宅都市局に対する監査においても指摘したところであり、当時は職員に対して速やかに提出勧奨をするよう周知を行ったが、時間の経過とともにおろそかになっていたとのことであった。また、大曽根北・筒井都市整備事務所が作成した使用承認に関するマニュアルには、提出勧奨について記載されていなかった。

大曽根北・筒井都市整備事務所においては、完了届等の未提出及び未提出の工事に対する職員による検査確認の未実施が常態化している状況が見受けられる。工事完了の検査確認は、市民が利用する道路の安全管理のために行うものであることを改めて認識し、完了届等が未提出であった工事について、直ちに

提出を求め、適切に検査を実施するとともに、他に完了届等が提出されず検査確認を実施していない工事がないか確認されたい。

また、マニュアルに完了届等の速やかな提出勧奨について記載するなど、再発防止に努められたい。

(大曾根北・筒井都市整備事務所)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

住宅都市局においては、指定管理者に対する指摘について、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、住宅都市局に対する指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、住宅都市局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

（1）小規模修繕に係る確認について（財産管理事務）

「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業久屋大通公園北部園地・中央園地指定管理基本協定」（以下「協定」という。）によると、指定管理者は、修繕工事費が250万円を超えない小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）を行った場合は、当該修繕について、本市の完了確認を受けるものとされている。

施設の小規模修繕の実施手続について調査したところ、指定管理者は、本市による小規模修繕の完了確認が必要であると認識していなかったことから、修繕完了の報告を行っておらず、本市の完了確認を受けていなかった。

また、都心まちづくり課においても、実際の修繕実施状況を把握していなかった。

小規模修繕完了後の確認は、市民が利用する施設や設備の安全管理の観点から、適切に実施されるべきものである。

（指定管理者分）

三井不動産株式会社においては、小規模修繕に関して本市への完了報告を行い、適切に確認を受けられたい。

（住宅都市局関係分）

都心まちづくり課においては、指定管理者に対し完了報告を行うよう指導し、小規模修繕の結果を適切に確認されたい。

なお、都心まちづくり課においては、指定管理者から完了報告を受けて、小規模修繕の結果について確認が行われており、必要な措置が講じられた。

(2) 事業報告書の作成について（その他事務）

協定及び仕様書によると、指定管理者は、指定管理業務以外に、自主事業として、観光バス乗降場の管理運営を行うとともに、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事を実施する事業等を行うことができるとされている。

また、指定管理者は、指定管理業務及び自主事業の実施状況や収支決算等を記載した事業報告書を本市に提出することとされており、自主事業に係る収支は、事業報告書の一部である収支決算書において指定管理業務に係る収支と区分して計上することとされている。

久屋大通公園北部園地・中央園地の事業報告書について調査したところ、指定管理業務に係る経費と観光バス乗降場の管理運営を除く自主事業に係る経費が区分されていない状態であった。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、正確に作成される必要がある。

（指定管理者分）

三井不動産株式会社においては、令和 4 年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定等に従い適正に作成されたい。

（住宅都市局関係分）

都心まちづくり課においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。

第6 意見

リニア中央新幹線の開業等に向けたまちづくりの推進について

本市では、令和 8年に第20回アジア競技大会及び第 5回アジアパラ競技大会（以下「アジア・アジアパラ競技大会」という。）の開催、令和 9年以降にリニア中央新幹線の品川・名古屋間の開業が予定されており、都市としての更なる発展や飛躍を遂げるための大きな二つの好機を迎えようとしている。

名古屋駅周辺については、リニア中央新幹線開業に向けて、平成26年 9月に民間事業者やまちづくり団体、行政など多様な主体が共にまちづくりを進めるための共通目標となる基本方針と具体的な取組を明らかにした「名古屋駅周辺まちづくり構想」が策定されている。現在本市では、この構想の実現に向けて、アジア・アジアパラ競技大会の開催を見据えつつ、整備内容や役割分担などについて適宜関係者間の調整や意見交換を行いながら、駅前広場の再整備やリニア駅上部空間の整備、ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等の取組を進めている。

こうした中で、リニア中央新幹線開業に向けたまちづくりに係る予算の執行状況についてみると、入札不調や関係者との調整に時間を要したことなどの理由により、毎年度多額の翌年度繰越額や不用額が発生している状況となっている。リニア中央新幹線については開業時期の遅れが見込まれるものの、令和 8年にはアジア・アジアパラ競技大会により、国内外から多くの方が本市を訪れることから、本市の魅力発信などの効果を最大限発揮するためにも、来訪者を迎える玄関口となる名古屋駅周辺のまちづくりは、本市が主導し、事業の進捗管理を適切に行いながら着実に推し進めていかなければならない。

また、住宅都市局は、名古屋駅周辺に限らず本市全体のまちづくりの所管局として、数多くの構想や計画を策定している。具体的には、都市部のまちづくり全体の方向性を示した「都心部まちづくりビジョン」や交通施策の指針となる「名古屋交通計画2030」、景観形成の基準を示した「名古屋市景観計画」など多岐にわたっている。

そのような状況の中で、各構想や計画において、「名古屋市都市計画マスター

プラン」に定められた本市の基本的な方針や方向性と齟齬がなく、他の構想や計画などとも整合を図ることにより、本市の一体的な発展につなげ、ひいてはリニア中央新幹線全線開業後に形成される世界最大の人口を有する巨大交流圏の中心都市として、圏域のみならず国の成長をけん引していくことが求められている。

住宅都市局においては、リニア中央新幹線開業等に向けた名古屋駅周辺のまちづくりを含め、都心部や地域拠点、交通、景観、さらには住生活や震災対策など様々な施策間で十分に整合を図りながら、本市全体の総合的なまちづくりについて、民間事業者や国・県、関係各局などとの調整を図りつつ、強いリーダーシップを発揮してより一層推進されることを期待する。

《参考資料》 監査対象の概要

久屋大通公園北部園地・中央園地（所在地：中区丸の内三丁目、錦三丁目）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：三井不動産株式会社
- ・所 在 地：東京都中央区日本橋室町二丁目 1番 1号
- ・指定管理期間：令和 2年 7月 1日～令和20年 2月28日
- ・指 定 管 理 料：52,920千円（令和 4年度・税抜）

(2) 主な指定管理業務

- ① 施設を一般の利用に供すること
- ② 業として写真、動画を撮影すること又は物品の販売、募金その他これらに類する行為をすることの許可に関すること
- ③ 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

行為許可件数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
イベント	2件	34件	65件
撮影	47件	136件	143件

(4) 収支状況（令和 4年度・税抜）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	52,920	管理運営費	187,703
その他	7,641	（人件費含む）	
収入合計	60,561	支出合計	187,703

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

上下水道局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名		
上下水道局	経営本部	総務部	総務課、防災危機管理室、労務課、安全衛生課、調査課、契約監理課、人材育成推進室
		企画経理部	経営企画課、経理課、広報サービス課、資産活用課、情報企画推進課
		営業部	営業課、料金課、給排水設備課、営業センター（東部、西部）
	技術本部	計画部	下水道計画課、水道計画課、技術管理課、技術開発室
		建設部	工務課、施設課
		管路部	配水課、保全課、管路工事統括室、配水設計課、下水設計課、管路センター（東部、北部）
		施設部	施設管理課、浄水管理調整室、水質管理課、施設整備課、浄水場（鍋屋上野、大治）、水処理事務所（北部、東部、南部）

第3 監査の着眼点

- 1 経営基盤の強化等に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- 2 料金徴収関係業務や施設の運転管理業務は適切に管理運営されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 5年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 物品納品状況確認記録簿について（契約事務）

物品購入に係る納品書の取扱い及び物品購入に係る課公所長による点検について（平成22年経理課長通知）によると、予算担当課公所長（以下「課公所長」という。）は、物品の納入があった月には、1か月につき1件以上を自らが選定し、納品書等と納品された現物との確認を、課公所長本人が納品に立ち会い、あるいは、納品後に事後的に実施し、その状況を物品納品状況確認記録簿（以下「記録簿」という。）に記録するとともに、上期と下期の年2回、記録簿の写しを経理課長に送付することとされている。なお、経理課によると送付の主な目的は、この取組が適正に運用されていることの確認や、購入内容や頻度に不自然な点がないかの確認をするためとのことである。

記録簿を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 物品の納入があった月において、課公所長による確認の状況が記録簿に記録されておらず、確認が適正に実施されたか不明であったもの

(安全衛生課、大治浄水場)

イ 記録簿に記録された納品年月日、納品数又は課公所長による確認年月日が誤っていたもの

(東部営業センター、下水道計画課、東部管路センター)

なお、経理課はこれらの事例を把握していなかった。

各所属においては、経理課長通知に従い、課公所長による確認を適正に実施し、確認の状況を記録簿へ誤りなく確実に記録されたい。

また、記録簿への記録は不適正な経理処理の再発を防止するための取組であり、一定の効果があったものとするが、取組開始から10年以上が経過し、複数の所属で記録漏れや納品年月日等の年度の記録誤りなどの不自然な点が見受けられ、経理課もそれらに気付くことができなかったことから、形骸化が懸念される。経理課においては、記録簿の写しの確認を適切に行うとともに、取組が適正に運用されるよう、制度の趣旨・目的を局内に周知されたい。

(経理課)

(2) パスワードの管理等について（行政運営事務）

名古屋市情報セキュリティ対策基準によると、パスワードは、他者に知られないように管理しなければならないとされている。また、局区等における情報の保護対策に関する運用要項（以下「要項」という。）によると、所管課長は、情報に関する点検表を用いて情報の保護及び管理が適切に行われているかを確認しなければならないとされており、その情報に関する点検表の項目には、パスワード等が他の者からも見えてしまうような状態で放置されていないかなどが掲げられている。

料金課における実査時に、パスワードが記載された付箋 3枚がパソコンに貼付されており、当該パスワードは、上下水道局内の情報共有を行うアプリケーションにおける係アカウントのパスワード及び上下水道料金の即時入金確認を行うアプリケーションの新旧パスワードであった。また、パスワードが記載さ

れた付箋のうち、一番古いものは令和 3 年 4 月頃から貼付していたとのことであった。しかし、令和 3 年度以降の情報に関する点検では、パスワードの管理が適切であるとされており、点検結果と実態が一致していなかった。

料金課においては、パスワードの管理が不適切であり、情報に関する点検が形骸化していたことから、情報の保護及び管理に関する意識が希薄であると言わざるを得ない。料金課においては、厳格なパスワードの管理及び情報に関する点検を徹底されたい。(料金課)

なお、料金課においては、パソコンに貼付してあった付箋を直ちにはがすとともに、緊急点検を行い、同様の事実がないことを確認した上で、パスワードの変更を行ったほか、情報に関する点検の方法について、実地での点検を重点的に行うといった見直しが図られ、必要な措置が講じられた。

(3) システム操作権限の管理について（行政運営事務）

上下水道局では、名古屋市給水区域内を東部、南部、西部及び北部の 4 ブロックに分け、水道メータ点検業務、水道料金及び下水道使用料の未納徴収業務等をブロックごとに委託している。なお、東部、南部及び西部ブロックの受注者は同一事業者である。

当該委託仕様書によると、受注者は、委託業務の履行上必要な最小限の範囲において、発注者である上下水道局が保有する情報の閲覧、更新及び使用（以下「閲覧等」という。）をすることができるとされており、閲覧等の業務を行う必要最小限の従事者を指定し、発注者に対しシステム操作権限（以下「権限」という。）の付与を文書により申請することとされている。また、発注者は申請内容を確認し、必要な権限を付与することとされている。

なお、本仕様書は業務の基本事項を記したものであるため、明記していない事項であっても業務の運用上当然必要と認められるものについては、全て受注者の責任において行うこととされており、退職等で従事者に変更がある場合は、受注者から変更予定をあらかじめ文書により報告させることや権限の削除についても文書により申請させることを、発注者、受注者の双方において認識しているとのことである。

このほか、一部の権限については、システム管理者である営業課により、セ

セキュリティの観点から年 1回、料金課へ利用者の利用実態確認調査が行われている。

令和 4年度以降の権限の管理について調査したところ、東部、南部及び西部ブロックにおいて、従事者の退職等により権限の削除が必要であったものについて、以下のような事例が見受けられた。

ア 受注者からの削除申請がされておらず、権限が付与されたままになっていたもの

イ システム管理者による利用実態の調査において、料金課による確認漏れにより、調査後も権限が付与されたままになっていたもの

当該業務委託は個人情報等を取り扱う業務であり、権限の削除漏れがセキュリティリスクを高めることになるため、料金課においては、契約で定めた手順を遵守するよう受注者を指導されたい。また、受注者から従事者の変更予定があらかじめ報告されていることから、適切な状況把握が行われていれば確認漏れを防ぐことができるため、適切な情報保護対策に取り組まされたい。

(料金課)

なお、料金課においては、退職等の事実が判明した時点で、職権によりシステム管理者へ削除依頼を行うこととしたほか、権限管理のための進捗管理表を作成し、適宜チェックを行うように事務の見直しを図った上で、受注者へ従事者の変更等を速やかに漏れなく報告するよう指導がなされ、必要な措置が講じられた。

(4) 支給品の管理について（行政運営事務）

上下水道局では、南部水処理事務所が所管している空見スラッジリサイクルセンターの運転管理業務を委託している。

当該委託業務に適用される施設管理業務委託一般仕様書（下水道施設編）によると、受注者は、上下水道局から支給品を受領したときは、支給品の数量等を記した支給品管理台帳を作成し、使用量及び保管状況を整理しておくこと並びに支給品の使用状況について定期的に南部水処理事務所に報告することとされている。

支給品管理台帳について調査したところ、前年度の支給品管理台帳を上書き

して作成しているため、令和 5年 9月末時点の支給品管理台帳において、未到来である10月以降の欄に前年度の数値が記載されており、作成方法が不適切であった。さらに、入荷量等の記載誤りや記載漏れが散見され、使用量及び保管状況が適切に把握されていなかった。

また、支給品の使用状況の定期的な報告について、報告の時期や回数が決められておらず、受注者から南部水処理事務所に対し、一度も報告が行われていなかった。これにより、南部水処理事務所は支給品の使用状況を把握できていなかった。

南部水処理事務所においては、支給品の使用状況について報告の時期及び回数について検討した上で、定期的な報告を求め、適切な支給品の管理を行いたい。また、受注者に対し、年度ごとに正確な支給品管理台帳を作成するとともに、定期的な報告を行うよう指導されたい。 (南部水処理事務所)

なお、南部水処理事務所においては、受注者から四半期ごとに支給品の使用状況について報告を受け確認を行うこととし、受注者に対し年度ごとに支給品管理台帳を作成すること及び定期的な報告を行うことについて指導がなされた。その後定期的な報告を受けた際に、受注者の作成した支給品管理台帳が正確であることを確認しており、必要な措置が講じられた。

第6 意見

持続可能な経営に向けた取組について

上下水道局では、経営基盤を強化するため、業務の集約化や組織の再編など業務執行体制の見直しを進めており、その一環として、各区に設置されていた営業所を管路センターの所管区域と同じ4方面別に再編することとしている。令和3年度に東部営業センター、令和5年度に西部営業センターを開設しており、今後も南部及び北部に営業センターの開設が予定されている。

また、効率的な事業運営とするため、民間事業者の技術やノウハウを活用することとしており、水道メータの点検業務や未納料金の督促業務のほか、施設管理に関する技術の継承により委託管理能力を確保しつつ、水処理センターやポンプ所及び汚泥処理場の運転管理業務の委託化を進めている。

これまでも、インターネットによる水道使用開始・中止の受付、上下水道料金の支払方法の拡充など使用者等が営業センター等に来所しなくても用件を済ますことができるサービスの充実が図られてきており、サービス水準を維持した上で、業務の集約化や委託化による人件費の削減が図られるなど、経営改善に向けて一定の効果が見受けられる。

このような経営改善の取組は着実に進められているものの、水道事業では、令和4年度決算において、主に電力費の増加により、約3億円の純損失を計上した。令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関する支援策として水道の基本料金を減額したこと等、特定の事情によるものを除き、純損失を計上したのは平成7年度以来のことである。一方、下水道事業では、令和4年度決算において、電力費の増加はあったものの、約1億円の純利益を計上した。しかし、その額は黒字に転換した平成12年度以降で最小となっている。

本市の上下水道事業は令和4年度に下水道事業110周年を迎え、令和6年度には水道事業も110周年を迎える予定である。これまで公営企業として、低廉な料金の維持に努め、おいしい水の安定供給や災害による被害を最小限にとどめる強靱な上下水道システムの構築に取り組み、24時間365日市民生活や社会活動を支えてきたが、将来的には水需要の更なる減少や人口の減少も見込まれる。上下水道局におい

ては、収入の安定的な確保に加え、事業を支える人材の確保、施設の最適化、民間活用やDXの推進による業務効率化などにより持続可能な経営を維持し、今後 100 年先も公営企業による安定した事業運営となるよう取り組まれない。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

教育委員会（総務部、教務部、新しい学校づくり推進部、指導部、教育センター、小学校、中学校）（教育委員会関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名		
教育委員会	事務局	総務部	総務課、企画経理課、人権教育室、教育環境整備課、学校施設課
		教務部	教職員課、学事課、学校事務センター
		新しい学校づくり推進部	新しい学校づくり推進室、子ども応援室、子ども適応相談センター
		指導部	指導室、学校DX推進課、学校保健課、稲武野外教育センター
	教育センター		
	小学校		田代、山吹、六郷北、榎、笹島、橘、鶴舞、豊岡、露橋、福田、小幡、黒石、名東
	中学校		笹島、沢上、桜田、御幸山
財政局	契約部		契約課

第3 監査の着眼点

- 1 学校における働き方改革の推進に向けた取組が着実に実施されているか
- 2 学校事務の適正な執行に向けた取組が着実に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 支出命令事務について（支出事務）

本市では、支出事務を行うにあたっては、債権者から紙や電子データで受け取った請求書を財務会計総合システムにおいて支出命令者等に送付することとされている。

支出事務について調査したところ、教育環境整備課において、紙やPDFで受け取った請求書の日付等を電子データ上で職員が入力している事例が見受けられた。

支出関係書類の改ざんについては、令和 3 年 5 月 18 日に公表した教育委員会に対する監査において指摘したところである。教育環境整備課においては、行政文書を改ざんすることはあってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、視覚的チェックが機能しにくいというリスクがあることを踏ま

え、上司等による確認の徹底を図り再発防止に努められたい。

(教育環境整備課)

(2) 支払遅延について（支出事務）

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）によると、地方公共団体が行う契約の当事者は、他の法令により契約書の作成を省略することができる場合を除き、その契約に係る給付の内容、対価の額、対価の支払の時期等を契約書等の書面により明らかにしなければならないとされている。

なお、対価の支払の時期については、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事に係る契約については40日以内、その他の給付に係る契約については30日以内の日としなければならないとされており、支払の時期を定めなかった場合については、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとされている。

物品購入等に係る支出事務について調査したところ、田代小学校において、相手方への支払日が支払時期の経過後となっている事例が多数見受けられた。

事務の遅滞による支払遅延は行政に対する信用を損なうものであることから、田代小学校においては、相手方への支払を遅滞なく行うよう徹底されたい。

(田代小学校)

(3) 特別支援教育就学奨励費の支給事務について（支出事務）

本市では、小中学校の特別支援学級等に就学している障害のある児童生徒の保護者に対して、保護者の意向を確認した上で、学校長からの申請に基づき、特別支援教育就学奨励費を支給している。

特別支援教育就学奨励費の手引きによると、小学校においては、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は令和 4年度は25,555円を上限として実費額の半額を、学校給食費は実費額の半額を支給することとされている。また、請求の手続としては、学校が保護者から提出された領収書を確認するなどして支給額を算定し、学事課に報告することとされている。

特別支援教育就学奨励費の支給事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、保護者から提出された領収書の合計金額の計算を誤り、過少又は過大に支給していたもの

イ 学校給食費について、学校行事の実施に伴う給食の取消し食数を誤り、過大に支給していたもの

各学校においては、保護者に対して、過少支給していた事例については追給し、過大支給していた事例については返還を求められたい。また、保護者から提出された領収書や給食の取消し食数の確認を徹底するなどして、支給額の算定を正確に行われたい。

(橘小学校、鶴舞小学校、福田小学校)

(4) 契約の変更手続について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、工事の請負にあつては予定価格が 250万円を超えない場合は、少額の随意契約にすることができるとされている。

また、契約事務の手引きによると、少額の随意契約を締結した後に設計変更等により数量の変更が生じ、少額の随意契約の上限金額を超えることとなった場合は、少額の随意契約による契約変更はできないとされているが、競争入札に適さないなど他の随意契約の要件を満たす場合は、少額の随意契約以外の要件で契約変更することができるとされている。さらに、名古屋市契約事務手続要綱では、少額の随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由など定められた事項について公表することとされている。

なお、教育委員会契約審査会設置要領では、1件の予定価格が 250万円を超える工事請負契約については、契約審査会に付議することとされている。

契約事務について調査したところ、教育環境整備課において、当初の予定価格が 250万円を超えないため少額の随意契約として契約を締結していた猪子石中学校の渡り廊下（ＢＣ棟間西側）改修工事について、工事着手後の仕様変更の結果、250万円を超えることとなり、少額の随意契約が認められない契約となったにもかかわらず、少額の随意契約として契約変更していた。そのため、契約審査会に諮っておらず、随意契約の公表手続も行われていなかった。

教育環境整備課においては、契約事務の公正性や透明性を確保するため、契約事務の手引き等に従い適正な契約変更手続を実施するとともに、契約に関する規定を遵守する意識の向上を図られたい。

(教育環境整備課)

(5) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、予定価格が工事の請負については 250万円、財産の買入れについては 160万円を超えない場合には、少額の随意契約によることができるとしており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 遊具塗装に係る工事請負契約について、契約年月日や履行期間が同一であるにもかかわらず遊具の種類によって契約を分割していたもの

(田代小学校)

件名	契約年月日	履行期間	金額	契約先
遊具塗装工事 (うんてい1基)	令和 4年 9月20日	令和 4年 9月20日 ～令和 4年11月30日	80,000円	A社
遊具塗装工事 (のぼり棒2基)	令和 4年 9月20日	令和 4年 9月20日 ～令和 4年11月30日	250,000円	
合計			330,000円	

イ 同じ品目の備品の購入について、契約年月日や納期限が同一であるにもかかわらず契約を分割していたもの

(笹島小学校)

件名	契約年月日	納期限	金額	契約先
体育用	令和 4年 6月 6日	令和 4年 6月14日	165,000円	B社
セーフティマット購入	令和 4年 6月 6日	令和 4年 6月14日	165,000円	
合計			330,000円	

履行期間や内容が同様の契約を分割していた不適正な事例については、令和元年 5月15日に結果を公表した教育委員会に対する監査においても指摘しているところであり、田代小学校及び笹島小学校においては、経済性の観点から、契約を一つにまとめられたい。その結果、予定価格が30万円を超える少額の随意契約となる場合には、競争性の観点から、2者以上の者から見積書を徴取するよう徹底されたい。

(6) 仕様の明確化について（契約事務）

契約事務の手引きによると、仕様は、後々争いにならないように、数量、対象面積、必要人員等、業務内容に必要な条件を分かりやすく、明確に記載することとされている。また、仕様が定められていないと契約金額の妥当性についても判断できないこととなる。

契約事務について調査したところ、名東小学校及び沢上中学校の樹木せん定業務委託において、仕様書が作成されておらず、せん定の対象となる樹木の数量が明確に記載されていない事例が見受けられた。

名東小学校及び沢上中学校においては、契約事務の手引きに従い、適正に仕様書を作成し、数量等の業務内容に必要な条件を明確に記載されたい。

（名東小学校、沢上中学校）

(7) 薬品（毒物・劇物）の管理について（財産管理事務）

毒物や劇物（以下「毒劇物」という。）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）において、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じること等が定められている。

教育委員会事務局が策定した理科薬品の取り扱い要領によると、学校で取り扱う毒劇物については、薬品台帳を作成して受入数量、使用数量、現有数量を把握することが定められている。この薬品台帳については、教育委員会事務局の通知により、指定された様式を使用することとされている。

さらに、平成24年度には、各学校に対し、毒物劇物危害防止規定（以下「危害防止規定」という。）の制定の徹底が図られ、毒物劇物管理簿の作成や定期点検の実施、点検結果の記録など、毒劇物の管理をより厳格に行うこととされた。

なお、毒劇物の定期点検は、学期末や年度末に年 3回以上行い、その結果を薬品（毒物・劇物）点検表及び薬品台帳点検表に記録することとされている。

学校における毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 購入量や使用量を記載する欄が設けられていないなど、指定された様式でない薬品台帳を使用していたもの

（鶴舞小学校）

- イ 一種類の毒劇物について、薬品台帳に使用時の記載が漏れていたことから使用用途が不明であったもの (鶴舞小学校)
- ウ 年度末に実施した毒劇物の点検について、点検結果を記録した薬品（毒物・劇物）点検表を新たに作成することなく、2学期末の点検表に年度末の点検年月日を補記したのみで点検完了としていたもの (沢上中学校)
- エ 毒劇物の管理について、危害防止規定においては、毒物劇物管理簿を作成することとされているが、教育委員会事務局からの通知である「理科薬品等に関する簿冊・台帳について」では、毒物劇物管理簿を作成せず、薬品台帳をもって代用する取扱いとなっていることから、規定と実態との間で齟齬が認められるもの (学事課、指導室)
- オ 薬品台帳点検表は記載事項が点検年月日と点検者名のみであり、その内容は薬品（毒物・劇物）点検表にも含まれているため、薬品（毒物・劇物）点検表を作成するのみで足りる状況であったもの (学事課、指導室)
- 毒劇物の盗難や紛失、誤使用を防止するため、鶴舞小学校及び沢上中学校においては、法令等を遵守して適正な管理を行われたい。

また、学事課及び指導室においては、危害防止規定に毒物劇物管理簿は薬品台帳をもって代用することができる旨を明記するなど、規定の整理について検討されたい。

さらに、学事課及び指導室においては、薬品点検の効率化を図るため、薬品台帳点検表については廃止されたい。

(8) 学校施設の管理について（財産管理事務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地や構造について、定期的に点検し、常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。

建築物の定期点検結果報告書を確認したところ、令和 5年 1月及び 2月にそれぞれ点検を実施した豊岡小学校及び福田小学校において、出入口や避難通路に物品が放置されており、扉の開閉や通行に支障があると指摘されていたにもかかわらず、令和 5年 9月の実査日時点で改善されていない事例が見受けられた。

避難通路や出入口に物品が放置されていると、非常時における児童や教職員の避難の妨げとなるため、豊岡小学校及び福田小学校においては、放置された物品を速やかに撤去し、学校施設の管理を適切に行われたい。

(豊岡小学校、福田小学校)

なお、豊岡小学校及び福田小学校においては、避難通路や出入口の物品が撤去されるとともに、物品を置かないよう指示する旨の表示が行われ、必要な措置が講じられた。

(9) 学校給食施設等の衛生点検について（行政運営事務）

文部科学省が定める学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）によると、学校給食に係る施設及び設備並びにそれらの衛生管理（以下「学校給食施設等」という。）について、学校薬剤師等の協力を得て、学校給食施設等の分類に応じて毎年度 1回又は 3回、定期的に検査を行うこととされている。

本市では、衛生管理基準に基づき、学校給食における衛生管理と安全の手引き（自校調理校版）を作成しており、学校薬剤師が実施すべき定期検査については、定められた点検票を用いて各学校において実施することとされている。

学校給食施設等の定期検査の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 学校薬剤師が実施すべき定期検査について、調理員と養護教諭のみで検査を実施していたもの (山吹小学校)

イ 衛生管理基準等に定められた回数の検査を実施していなかったもの (榎小学校、橘小学校)

各学校においては、衛生管理基準等に従い適正に検査を実施されたい。

(10) 学校徴収金の管理について（行政運営事務）

本市の学校では、直接、児童・生徒等に還元される補助教材などに要する費用（以下「学校諸費等」という。）や給食に充てる金銭を保護者から徴収しており、その取扱いにあたっては、教育委員会事務局作成の学校徴収金マニュアルに基づいて、公金と同様に適正に管理することとされている。

ア 学校諸費等について

学校徴収金マニュアルによると、集金状況を把握するため、金融機関が発行する口座振替明細書等により毎月の入金額等を確認し学年会計簿に記入するとともに、一人ひとりの集金状況を学級会計個人別徴収簿に記入することとされている。

また、現金により集金した場合は、概ね 1週間以内に金融機関等に預け入れ、記録されるようにするのが望ましいとされている。

このほか、学校徴収金マニュアルには、領収書に関する取扱い、物品を購入した際の支払の取扱い、帳簿等の管理について規定されている。

学校諸費等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 別会計からの流用や個人現金による立替払が行われていたもの

(六郷北小学校、橘小学校、小幡小学校)

(イ) 現金徴収について、学年会計簿や学級会計個人別徴収簿に集金状況を入していなかったもの

(六郷北小学校、黒石小学校)

(ウ) 集金した現金の金融機関等への預け入れが遅れていたもの

(六郷北小学校、小幡小学校、御幸山中学校)

(エ) 領収書など関係書類の徴取・保管が適正に行われていなかったもの

(六郷北小学校、露橋小学校、黒石小学校、名東小学校)

学校徴収金は、学校が保護者からその執行について信託を受けて預かっている金銭であり、適正な会計処理や関係書類の確実な徴取・保管が求められている。このことは、これまでの監査でも度々指摘しているところであり、各学校においては、学校徴収金マニュアルに従い、学校諸費等を適正に管理されたい。

イ 給食費について

給食費については、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会作成の給食事務の案内等に従い、学校給食会計事務を行うこととされており、学校行事等による給食の取消し分の精算として、月額から食べなかった食数の金額を引くこととされている。

給食費の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 学校行事等による給食の取消し分の精算が正しく実施されておらず、事業者へ過払いしていたもの (豊岡小学校)

(イ) 給食消耗品購入に係る支出の会計年度が誤っていたもの (笹島中学校)

豊岡小学校及び笹島中学校においては、給食事務の案内等に従い、給食費を適正に管理されたい。また、豊岡小学校においては、過払いとなっていた事例について、事業者に対して返還を求められたい。

(11) 外部記録媒体の管理について (行政運営事務)

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、USBメモリを始めとする外部記録媒体の利用を原則禁止としており、外部記録媒体を利用しなければ業務遂行に著しく支障をきたすなど相当の理由がある場合には例外的に利用が認められるものの、この場合、各局区等で外部記録媒体利用基準を定めた上で、その基準に従い適正に取り扱わなければならないとされている。

本市の学校においては、名古屋市立学校(園)における外部記録媒体利用基準(以下「利用基準」という。)に従い、外部記録媒体を適正に管理するための外部記録媒体管理簿(以下「管理簿」という。)や、利用目的や保護対策等が適切であるかを判断するための外部記録媒体利用簿(以下「利用簿」という。)を作成することとされている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、橘小学校において、USBメモリなどの外部記録媒体を保有していたにもかかわらず、利用基準に基づいて管理することが必要であるとの認識がなく、管理簿及び利用簿が作成されていなかった。

橘小学校においては、利用基準が外部記録媒体の紛失や盗難等に伴う情報漏えいの発生を防止するために定められているものであることを認識し、利用基準に従い外部記録媒体の適正な管理を徹底されたい。(橘小学校)

なお、橘小学校においては、管理簿及び利用簿を作成するとともに、利用基準に基づいて外部記録媒体を管理することの周知徹底がなされ、必要な措置が講じられた。

(12) 学校給食会計に係る機密情報の取扱いについて（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定めを各課室公所長が策定しており、個人情報等の機密情報を取り扱う際には、第三者の目に触れないように取り扱わなければならないとされている。

毎年度当初、学校保健課より発出される通知「学校給食会計事務について」によると、各小学校等は会計年度終了後に学校給食会計決算・監査報告書を作成し、その後、保護者代表からの監査を受けることとされている。また、監査対象となる帳簿は、給食費収入表、給食会計簿及び通帳であり、児童の氏名や未納状況といった個人情報が含まれる給食費徴収簿等については対象外とされている。

学校給食会計に係る保護者代表による監査の実施状況について調査したところ、露橋小学校において、学校給食会計に係る書類一式がつづられたファイルを提出していたため、保護者代表が給食費徴収簿等についても閲覧し得る状態となっていた。

露橋小学校においては、監査対象の帳簿の提出にあたっては個人情報等の機密情報の取扱いに留意するとともに、情報保護に対する意識向上を図られたい。

（露橋小学校）

第6 意見

学校における働き方改革の推進について

教員の長時間勤務については、国や各自治体の教育委員会において、これまでも是正に向けた取組が進められてきたところであるが、令和 4年度に国が実施した教員勤務実態調査においても依然として長時間勤務の教員が多い状況となっている（表 1参照）。本市の状況をみても、時間外在校等時間^{（注）}の上限（原則 1 か月当たり45時間、1年当たり 360時間）を超えて勤務している教職員の割合は、減少傾向にあるものの依然として高い割合となっている（図 1参照）。

このような現状を踏まえ、本市では、「名古屋市学校における働き方改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定し、教員の働き方改革の具体的な取組を進めようとしているところである。

改革プランの策定にあたって令和 4年度に実施された教職員に対するアンケート調査では、多くの教員が学校徴収金に係る業務について負担に感じ、かつ改善の余地がある業務として挙げている。学校徴収金に係る業務については、今回の監査においても事務処理誤りが見受けられ、事務処理の流れや書類への記載事項が統一されていないことを確認している。こうした状況の改善には、事務の簡素化や効率化により教員の負担軽減を図る必要があり、学校徴収金システムを導入することが有効な手段の一つであると考えられる。

また、学校徴収金に係る業務については、システムの導入にとどまらず、平成 31年 1月の中央教育審議会からの答申において教員以外が担うべき業務とされていることから、給食費の公会計化を含め、その業務のあり方全体について検討を行う必要がある。

さらに、教員は、調査・統計等への回答や地域の財産としての学校施設の管理・運営など様々な業務も担っていることから、授業や成績処理といった教員本来の業務に集中できるよう、学校業務全般について見直しや改善を進めていくことが求められる。

教育委員会においては、改革プランに掲げた取組を着実に進めるとともに、他都市の取組も参考にしながら、スピード感を持って学校における働き方改革を推

進されたい。さらに、教員の長時間勤務を是正することにより、教員が心身共に健康に働くことができ、これまで以上に自らの人間性や創造性、資質・能力の向上を図ることができる環境を整備し、更なる学校教育の充実につなげられたい。

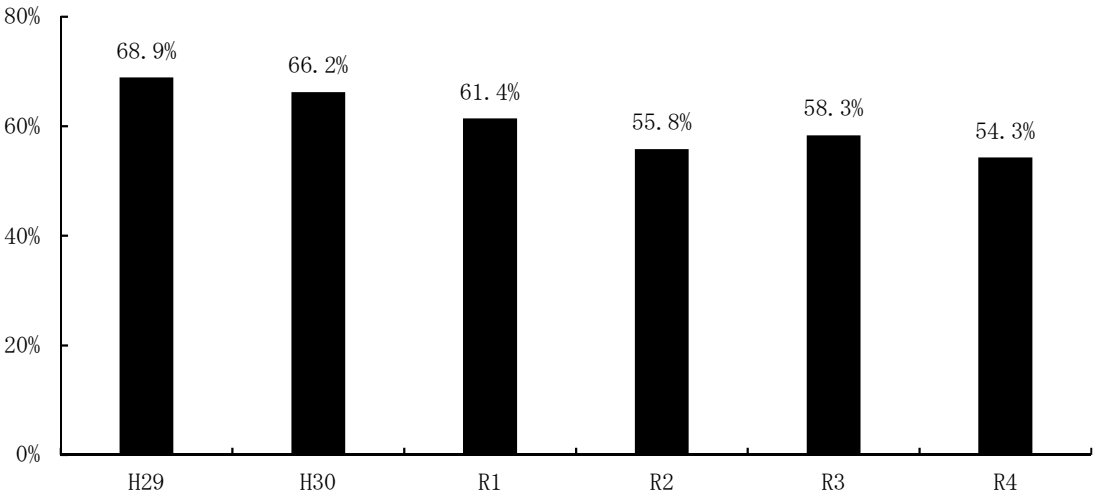
(注) 時間外在校等時間

教職員の在校等時間（教職員が在校している時間に、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等に従事している時間及びテレワークの時間を加え、勤務時間外の自己研さん等の時間及び休憩時間を除いた時間）から所定の勤務時間を除いた時間

表 1 教員勤務実態調査における教員の平日 1日当たりの在校等時間

区分		平成28年度	令和 4年度	増減
小学校	校長	10時間37分	10時間23分	△14分
	副校長・教頭	12時間12分	11時間45分	△27分
	教諭	11時間15分	10時間45分	△30分
中学校	校長	10時間37分	10時間10分	△27分
	副校長・教頭	12時間 6分	11時間42分	△24分
	教諭	11時間32分	11時間 1分	△31分

図 1 本市の時間外在校等時間の上限を超えた教職員の割合



なお、監査期間中の令和 6年 2月に、教育委員会事務局に対する教員団体からの金品の授受等についての報道がなされ、本市教育行政に対する市民の信頼を大きく揺るがす事態となっている。教育委員会においては、調査検証チームの結果を踏まえ再発防止を徹底するなど、市民の信頼回復に努められたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

子ども青少年局（工事）

（子ども青少年局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 利用者に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 9月 7日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査では、子ども青少年局における令和 4年10月 1日から令和 5年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	531	31	5.8	333	68	20.4
委託	103	9	8.7	80	18	22.5

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が、既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

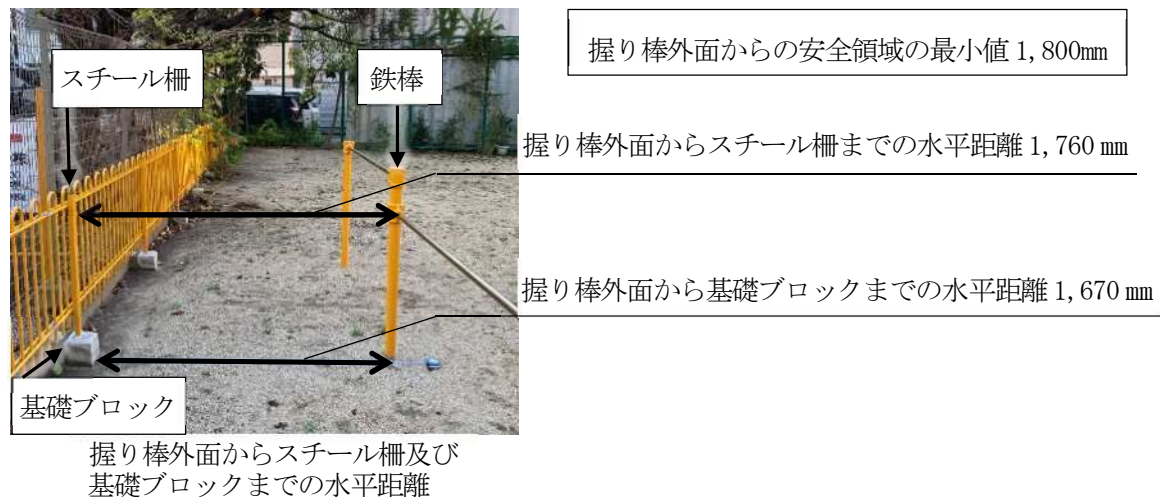
1 指摘

(1) 遊具の適正な設置について（施工）

「令和 4 年度どんぐりひろば新設・補修・撤去工事 単価契約」の仕様書によると、遊具の設置にあたっては、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の安全に関する規準（以下「規準」という。）によるとされている。

規準によると、安全領域^(注)の内部空間では、遊具本体を除き、重大事故に結びつく要因となるような障害物（植栽、照明灯、マンホール、縁石などの施設）などがあってはならないとされている。また、鉄棒の握り棒前後方向（運動方向）の安全領域の最小値は、握り棒外面から 1,800 ミリメートルとされている。

本工事では、どんぐりひろばで鉄棒及びスチール柵の更新工事を行っていた。現地調査で鉄棒の握り棒外面からスチール柵及び柵の基礎ブロックまでの水平距離を確認したところ、スチール柵及び基礎ブロックが安全領域内となっていた。



安全領域内に障害物がある場合には、重大な事故につながるおそれがあるため、該当遊具については規準に適合するよう速やかに是正されたい。

また、遊具を設置する際は、規準に基づいた施工となるよう改めて受注者を指導されたい。(子育て支援課)

なお、本工事については、指摘に基づき令和 6年 1月に、規準に適合するよう是正が行われた。

(注) 安全領域

遊具の安全な利用行動に必要とされる空間で、子どもが遊具から落下したり飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲

(2) 出来高検査の実施について（検査）

名古屋市契約規則によると、工事その他の請負に係る契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了した後でなければすることができないとされている。

また、業務委託契約約款によると、受注者は名古屋市が当期分の業務について行う検査に合格した後、支払を請求できるとされている。

「公立保育所における非常通報装置保守点検業務委託」では、公立保育所に設置してある非常通報装置の定期点検業務を行っていた。この業務委託の請求書及び検査調書を確認したところ、上期・下期の各期で支払がされているにもかかわらず、検査は下期に一括して行われており、上期の支払前においては、出来高部分の検査が行われていなかった。

名古屋市契約規則等に基づき、出来高に応じ代金の一部を支払う場合には、出来高部分の検査を完了した後に代金の支払を行うよう改めて局内に周知されたい。

(保育運営課)

(3) 現場代理人及び主任技術者等の通知について（その他）

名古屋市工事請負契約約款によると、受注者は現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならないとされている。

18件の工事において現場代理人及び主任技術者の通知の有無を確認したところ、「高蔵保育園 医療的ケア児用 スロープ設置工事」始め 9件では、受注者は現場代理人及び主任技術者を工事現場に配置していたが、その氏名その他必要な事項を発注者に通知していなかった。また、発注者は現場代理人及び主任技術者の氏名その他必要な事項について設計図書で定めていなかった。

現場代理人及び主任技術者等の氏名その他必要な事項を設計図書で定められたい。

また、受注者からその事項の通知を受けるよう改めて局内に周知するとともに、受注者を指導されたい。

(西部児童相談所、保育運営課、青少年家庭課、放課後事業推進室)

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局（工事）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 9月 7日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査では、交通局における令和 3年10月 1日から令和 5年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	823	82	10.0	43,200	10,224	23.7
委託	648	23	3.5	13,873	1,139	8.2

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

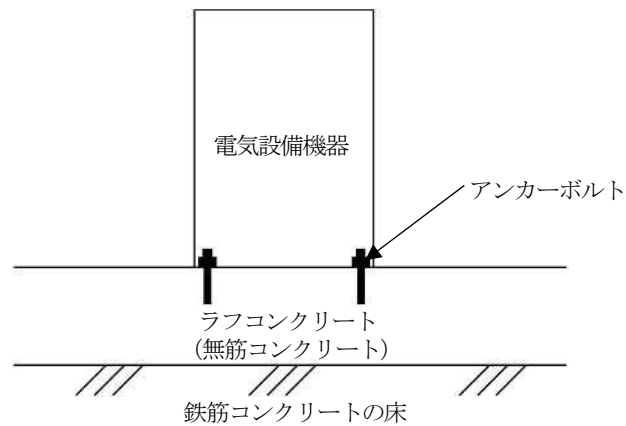
1 指摘

(1) 電気設備機器の適正な耐震支持について（施工）

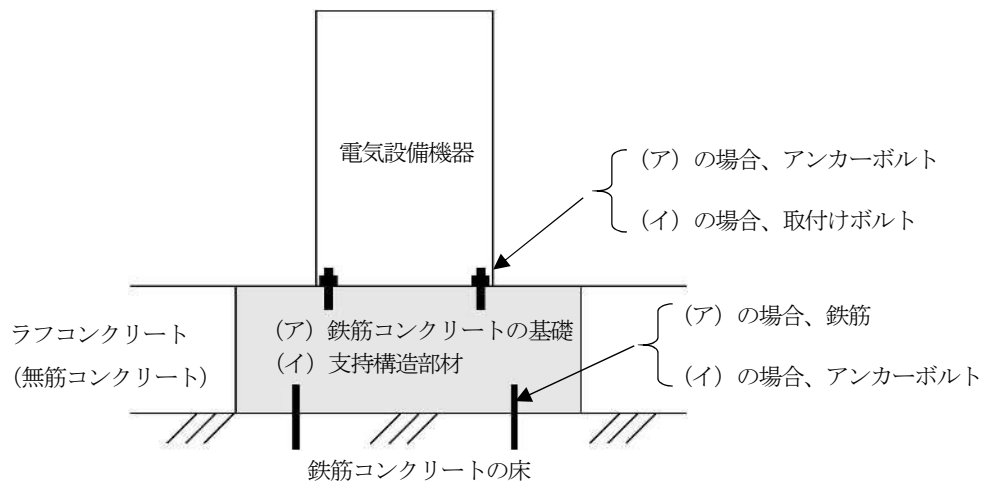
「天白変電所受電設備等機器製造設置及び付帯電気設備工事（設備更新）（電気工事）」始め 2 件の工事仕様書によると、機器の据付については、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（以下「指針」という。）を満足する据付方法とするとされている。

指針によると、鉄筋コンクリート造の建築物に設置される設備機器^(注1)の耐震支持は、アンカーボルト^(注2)を用いて鉄筋コンクリートの基礎・床・壁などに緊結することを原則とし、建築構造体^(注3)ではないラフコンクリート^(注4)に、設備機器を直接アンカーボルトで支持することは避ける^(注5)とされている。

本工事では、変電所内の老朽化した電気設備機器を更新する工事を行っていた。工事写真等を確認したところ、機器 163 台のうち 114 台において、機器を固定するアンカーボルトが鉄筋コンクリートの床ではなく、無筋コンクリートであるラフコンクリートの床に緊結されていた。



今回工事の据付概念図 (例)



指針に示されている据付概念図 (例)

アンカーボルトがラフコンクリートに緊結されている場合には、地震時に電気設備機器が転倒するおそれがあることから、指針を踏まえて適切な耐震措置を講じられたい。

また、今後同様な施工にあたっては、指針に基づく施工とするよう改めて局内に周知するとともに、受注者を指導されたい。 (電気事務所)

(注 1) 設備機器

指針の対象機器は重量 1キロニュートン (質量が約 100キログラム) を超える機器

(注 2) アンカーボルト

設備機器等の転倒等を防ぐことを目的とし、設備機器をコンクリート等に固定するために用いられるボルト

(注 3) 建築構造体

構造耐力上主要な部分のことで、建築物の自重又は積載荷重、地震その他の振動等を支える壁、床、柱など

(注 4) ラフコンクリート

ピット等築造のために機械室等の建築構造体の床の上に増し打ちされるコンクリートで、構造用としての強度は期待しないもの

(2) 業務委託における予定価格の適正な設定について（その他）

名古屋市交通局契約規程によると、予定価格は、契約の目的物について、取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならないとされている。

「第 2・4・6 号線特殊構造部トンネル特別全般検査業務委託」始め土木業務委託 4 件では、複数徴取した見積書から設計書を構成する価格を設定し、予定価格を定めていた。その設定方法を確認したところ、全て軌道事務所で設計していたにもかかわらず、下表のとおり統一されていなかった。なお、設定方法について、土木業務委託を設計している他課においてはルールを定めていたが、軌道事務所は定めていなかった。

表 各業務委託における設定方法

業務委託概要	設定方法
トンネル検査	複数の見積書のうち、最も安価な見積書の価格
レール探傷調査 (令和 4 年度)	
レール探傷調査 (令和 3 年度)	複数の見積書を平均した価格
補修工事に係る設計	複数の見積書を平均した価格の、直近下位の見積書の価格

このような状況が発生している原因は、複数徴取した見積書からの設定方法について、所属内でルールが定められていないためと思料されることから、所属内でルールを作成し、適正に予定価格を定められたい。（軌道事務所）

第6 意見

適切な工事監理に向けた取組について

交通局は、平成31年 3月に「名古屋市営交通事業経営計画2023」を策定し、安全最優先のもと、快適さ、便利さを積極的に高めることにより、誰もが安心して利用できる市バス・地下鉄を目指している。本計画に基づき、安心・安全の推進の施策として、老朽化した地下鉄の電気設備の計画的な更新などの事業を実施している。

今回の監査結果では、2か所の変電所の電気設備機器更新工事において、指針に基づく耐震支持がされていない不適正な事例が見受けられた。変電所は地下鉄や駅に必要な電気を供給する重要な施設であり、大規模地震時に設備機器の転倒で変電所の機能を発揮できなくなると、地下鉄の運行などに支障をきたすおそれがある。特に、本市においては、甚大な被害が懸念されている南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70%～80%の確率で発生するとされており、適正な耐震支持を行うことは重要である。このため、上記の事例以外においても、指針に基づく耐震支持の有無を確認し、不適正な場合には必要な対策を講じられたい。

今回の指摘に至った背景には、監督員のみならず多くの電気設備に携わる職員が指針の内容について誤認していたことが主な原因であると思料される。このことから、交通局においては、職員が耐震対策の重要性を再認識し、指針の内容について習得する機会を提供するなど、指針の理解促進に取り組まれたい。また、各所属が工事監理で使用している各種基準や仕様書等についても誤認防止策を講じた上で改めて内容を確認するなど、不適正な事例発生を防止するための取組に努められたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター

（事務所所在地：昭和区円上町26番15号）

総務局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 財産は適切に管理され有効に活用されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 4年度（令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで）に執行された公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。なお、近年、全国的にインターネットバンキングを利用した不正が発生していることを踏まえ、その管理体制について重点的に監査を行った。

また、暴追センターに対する財政援助団体等監査に併せて、総務局所管の事務のうち、暴追センターに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見

受けられた。

総務局においては、暴追センターに対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、総務局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、総務局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

暴追センターの支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報を登録（以下「振込登録」という。）し、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

暴追センターのインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、総務部長に振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で振込登録及び振込承認を行っていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が一人に付与されていると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、不正な振込を助長するおそれがあるため、総務部長に付与されている権限の一方を削除し、その権限を別の職員に付与されたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

(2) 預金照合の実施について（財産管理事務）

暴追センターが保有する預金については、毎月末に預金出納帳と取引金融機関の通帳との照合を実施している。また、期末には、預金出納帳と取引金融機関の残高証明書類との照合を実施している。

暴追センターの毎月末及び期末における預金照合の状況を調査したところ、総務部長が一人で実施していた。また、預金照合の実施について、明文化され

た規程等がなかった。

預金照合について、一人で実施していると、組織的なチェック機能が働かず、不正な振込が行われても発覚しないおそれがあるため、複数の職員により実施されたい。また、預金照合の実施について、規程等を定められたい。

なお、総務局総務課においては、暴迫センターが預金照合に関する要領を定めた上で、総務部長のほかに事務局長及び事務局次長による照合を実施していることを確認しており、必要な措置が講じられた。

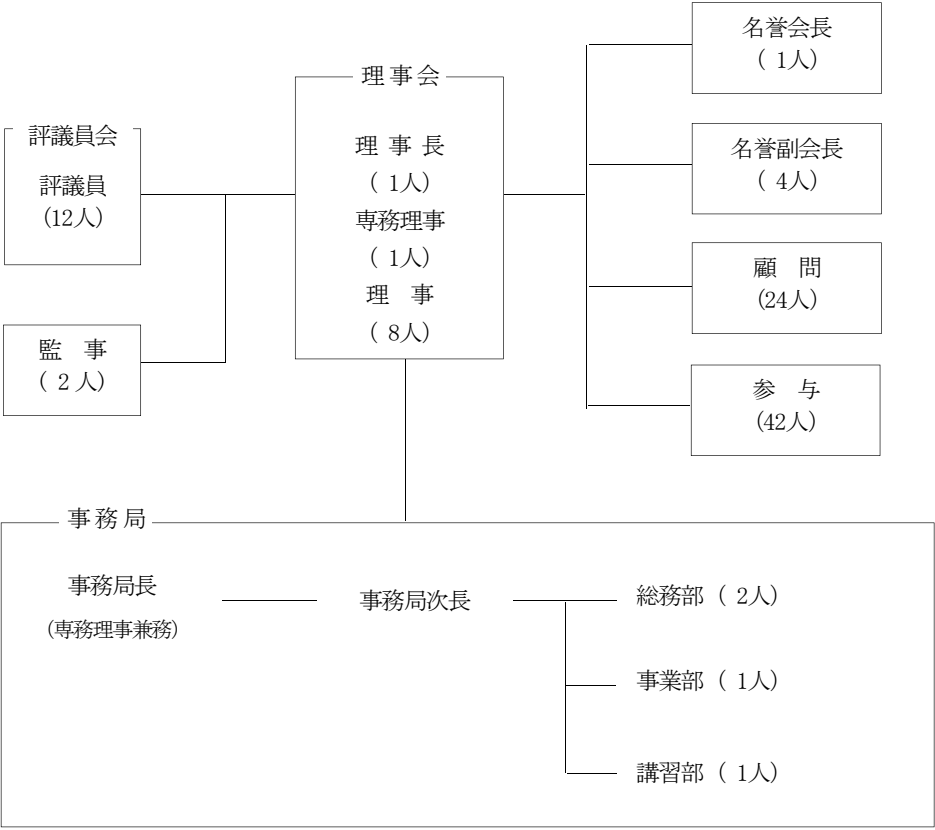
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター
- ・所 在 地：昭和区円上町26番15号
- ・基 本 財 産：15億円（本市出えん額は 4億円であり、出えん割合は26.7%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動、②暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援、③暴力団員による不当な行為に関する相談対応、④少年に対する暴力団の影響を排除するための活動、⑤暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動等
- ・職 員 数：5人
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和 5年 3月31日現在）



2 事業状況（令和 4年度）

（1）地域・職域における暴力団排除活動支援事業

地域と一体となった暴力団排除活動の推進、企業等における暴力団排除活動の支援、暴力団情報の提供等

（2）暴力相談事業

暴力追放相談委員による暴力相談の実施等

（3）暴力団排除の広報・啓発事業

安全なまちづくり愛知県民大会の開催、暴力追放セミナーの開催、広報資料による普及宣伝活動、功労団体・個人の表彰具申等

（4）不当要求防止責任者講習事業

事業所及び行政機関の不当要求防止責任者に対する講習の実施等

（5）暴力団組員の離脱支援、社会復帰促進及び少年被害防止事業

暴力団からの離脱支援及び加入阻止、暴力団離脱者への社会復帰支援対策、青少年に対する指導等

（6）暴力団被害救援事業

訴訟費用等の無利子貸付、暴力団事務所の排除、被害者見舞金の支給、暴力排除顕彰金の支給等

3 決算状況

(1) 正味財産増減計算書（令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日）

科目	金額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	14,812
会費収益	29,930
事業収益	5,614
寄付金収益	3,100
雑収益	527
経常収益計	53,984
(2) 経常費用	
事業費	41,314
管理費	15,343
経常費用計	56,657
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,672
特定資産評価損益等	△ 1,425
評価損益等計	△ 1,425
当期経常増減額	△ 4,097
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
什器備品受贈益	78
経常外収益計	78
(2) 経常外費用	
経常外費用計	—
当期経常外増減額	78
当期一般正味財産増減額	△ 4,018
一般正味財産期首残高	81,070
一般正味財産期末残高	77,051
II 指定正味財産増減の部	
基本財産運用益	14,633
什器備品受贈益	315
一般正味財産への振替額	△ 14,711
当期指定正味財産増減額	236
指定正味財産期首残高	1,500,000
指定正味財産期末残高	1,500,236
III 正味財産期末残高	1,577,287

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 5年 3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	9,080	未払金	1,164
前払金	333	預り金	118
貯蔵品	2,229	賞与引当金	2,464
流動資産合計	11,644	流動負債合計	3,748
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	12,432
定期預金	6,000	固定負債合計	12,432
投資有価証券	1,494,434	負債合計	16,180
基本財産合計	1,500,434	III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	12,432	愛知県出えん金	1,000,000
減価償却引当資産	6,390	名古屋市出えん金	400,000
公益事業実施基金	58,870	その他市町村出えん金	100,000
什器備品	236	什器備品受贈益	236
特定資産合計	77,928	指定正味財産合計	1,500,236
(3) その他固定資産		(うち基本財産への充当額)	(1,500,000)
什器備品	1,993	(うち特定資産への充当額)	(236)
ソフトウェア	805	2. 一般正味財産	77,051
長期貸付金	661	(うち基本財産への充当額)	(434)
その他固定資産合計	3,460	(うち特定資産への充当額)	(65,260)
固定資産合計	1,581,823	正味財産合計	1,577,287
資産合計	1,593,468	負債及び正味財産合計	1,593,468

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋産業振興公社

（事務所所在地：千種区吹上二丁目 6番 3号）

経済局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 4 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 5 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 6 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 4年度（令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「振興公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。なお、近年、全国的にインターネットバンキングを利用した不正が発生していることを踏まえ、その管理体制について重点的に監査を行った。

また、振興公社に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、振興公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

経済局においては、振興公社に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、経済局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

振興公社の支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報を登録（以下「振込登録」という。）し、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

振興公社のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、経理課長及び担当者 3名に振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、担当者 3名それぞれが担当する部署に係る振込登録及び振込承認を一人で行っていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が一人に付与されていると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、不正な振込を助長するおそれがあるため、経理課長に付与されている振込登録の権限及び担当者 3名に付与されている振込承認の権限を削除されたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

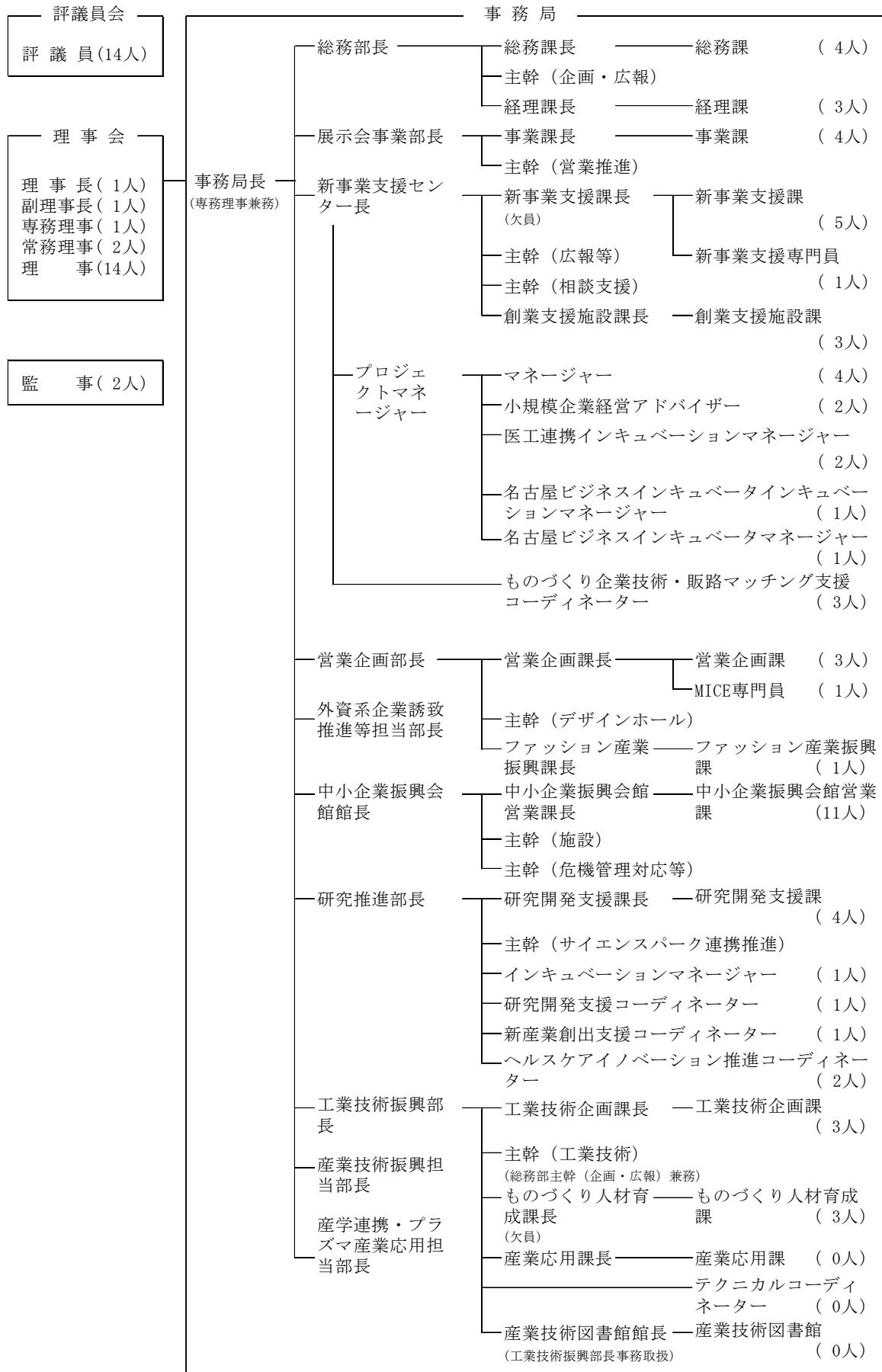
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・ 名 称：公益財団法人名古屋産業振興公社
- ・ 所 在 地：千種区吹上二丁目 6番 3号
- ・ 基 本 財 産：2億 1,539万円（本市出えん額は1億 2,000万円であり、出えん割合55.7%
（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・ 主な事業内容：①産業の振興に関する調査及び研究、②産業技術に関する研究開発の促進及び普及啓発、③産業に関する人材の育成、④産業に関する相談及び情報提供、
⑤見本市・展示会等の開催及びその促進、⑥産業振興施設の設置及び管理運営、⑦産業技術関係団体の相互援助及び連携の促進等
- ・ 職 員 数：93人（嘱託員54人を含む。）
- ・ 機 構 図：次図のとおり

機構図

(令和 5 年 3 月 31 日現在)



2 本市からの財政援助等（令和 4年度）

- (1) 補助金 28億 8,414万円（中小企業事業展開支援事業補助金、名古屋市産業振興事業補助金及び中小企業ドローン活用事業創出支援補助金）
 - (2) 指定管理料 5,684万円（名古屋市中心小企業振興会館、名古屋市吹上駐車場及び名古屋市吹上中央帯駐車場）
 - (3) 貸付金 7億 5,181万円（都市型工業団地 2号事業及び 3号事業貸付金）
- （注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 4年度）

(1) 公益目的事業

先端技術研究開発推進事業、プラズマ技術産業応用支援事業、共同研究事業、研究開発促進事業、新事業創出支援事業、普及啓発・情報提供事業、産業人材育成事業、工業技術情報提供事業、経済交流・誘致促進事業、関係団体事務受託事業、産業振興施設の管理運営等

(2) 収益事業

施設管理附帯事業、吹上及び吹上中央帯駐車場の管理運営

4 決算状況（令和 4年度）

(1) 正味財産増減計算書（令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日）

科目	金額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	339
受取賛助費	7,900
事業収益	426,627
受取補助金等	3,052,739
受託事業収益	4,809
指定管理事業収益	546,156
受取寄付金	9,911
雑収益	3,349
経常収益計	4,051,833
(2) 経常費用	
事業費	4,020,836
管理費	17,977
経常費用計	4,038,813
当期経常増減額	13,019
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
受取補助金	3,743
雑収益	9,211
経常外収益計	12,955
(2) 経常外費用	
固定資産除却損	3,798
雑費	19
経常外費用計	3,817
当期経常外増減額	9,137
税引前当期一般正味財産増減額	22,157
法人税、住民税及び事業税	1,030
当期一般正味財産増減額	21,127
一般正味財産期首残高	784,568
一般正味財産期末残高	805,695
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	1,748
基本財産運用益	339
特定資産運用益	950
一般正味財産への振替額	△ 22,482
当期指定正味財産増減額	△ 19,445
指定正味財産期首残高	335,674
指定正味財産期末残高	316,229
III 正味財産期末残高	1,121,924

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	708,992	未払金	371,454
未収金	196,439	未払法人税等	1,030
前払費用	2,018	前受金	153,363
立替金	20,972	1年内返済予定長期借入金	48,486
貸倒引当金	△ 5,343	仮受金	4
流動資産合計	923,078	預り金	1,790
2. 固定資産		賞与引当金	26,849
(1) 基本財産		流動負債合計	602,979
投資有価証券	205,890	2. 固定負債	
預金	9,500	長期借入金	703,331
基本財産合計	215,390	退職給付引当金	61,091
(2) 特定資産		預り保証金	33,548
退職給付引当資産	61,091	固定負債合計	797,970
減価償却引当資産	36,328	負債合計	1,400,949
運営強化積立資産	26,754	III 正味財産の部	
預り保証金積立資産	33,548	1. 指定正味財産	
名古屋ビジネスインキュベータ 資産取得・改良資金	134,302	地方公共団体補助金	5,920
見本市・展示会事業運 営積立資産	94,534	国庫補助金	383
建物	408	寄付金	309,924
建物附属設備	2,599	指定正味財産合計	316,229
什器備品	2,875	(うち基本財産への充当額)	(215,390)
ソフトウェア	421	(うち特定資産への充当額)	(100,839)
特定資産合計	392,864	2. 一般正味財産	805,695
(3) その他固定資産		(うち基本財産への充当額)	(—)
建物	881,368	(うち特定資産への充当額)	(197,385)
建物附属設備	5,323	正味財産合計	1,121,924
構築物	1,804		
機械装置	0		
車両運搬具	117		
什器備品	1,412		
ソフトウェア	711		
長期前払費用	56,129		
投資有価証券	44,673		
その他固定資産合計	991,541		
固定資産合計	1,599,795		
資産合計	2,522,873	負債及び正味財産合計	2,522,873

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋ガイドウェイバス株式会社

（事務所所在地：守山区竜泉寺二丁目 301番地）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 4 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 5 経営健全化に向けた取組は適切に行われているか
- 6 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 7 市からの受託事務は適正に行われているか
- 8 運行管理は適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 4年度（令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで）に執行された名古屋ガイドウェイバス株式会社（以下「ガイドウェイバス株式会社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。なお、近年、全国的にインターネットバンキングを利用した不正が発生していることを踏まえ、その管理体制について重点的に監査を行った。

また、ガイドウェイバス株式会社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、ガイドウェイバス株式会社に対する事務の執行につい

て、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第6 意見

経営健全化方針に基づくガイドウェイバス株式会社への指導・監督について

ガイドウェイバス株式会社においては、平成31年 2月に策定された経営健全化方針に基づき、経営改善に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響が生じた令和元年度以降、次表のとおり、4年連続で経常赤字を計上している。こうした状況の中、本市は、長期貸付金である建設資金等の返済の猶予を継続するとともに、令和 4年度には、名古屋市ガイドウェイバス設備改修費等補助金等を交付したところである。

現行のガイドウェイバスシステムは、特殊な車両を使用しており調達が困難であるため、需要に応じた柔軟な増車ができず輸送力に限界がある上、通常の路線バスにはない駅施設や運行管理システムといった設備の維持・更新に多額の費用を要するという構造的な課題を抱えている。

これらの課題を踏まえ、本市及びガイドウェイバス株式会社では、現行車両が更新時期を迎える令和 8年度を目途として、運転支援等の自動運転技術を活用し、汎用性のあるバス車両を使用した新たな輸送システムの導入を目指しており、新型車両に必要な機能・性能の精査や、走行路をバス専用道に改修するための技術的方策等の検討を進めているところである。

地域に根差した公共交通機関として運行を継続していくためにも、ガイドウェイバス株式会社の経営安定化は喫緊の課題である。所管局である住宅都市局においては、経営健全化方針に基づき、新たな輸送システムの導入に向けてガイドウェイバス株式会社と一丸となって取り組むとともに、必要な指導・監督を行われたい。

表 ガイドウェイバス株式会社の経常利益の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
経常利益	百万円 14	百万円 △17	百万円 △ 169	百万円 △ 163	百万円 △ 198

(注) 百万円未満の端数を切り捨てた。

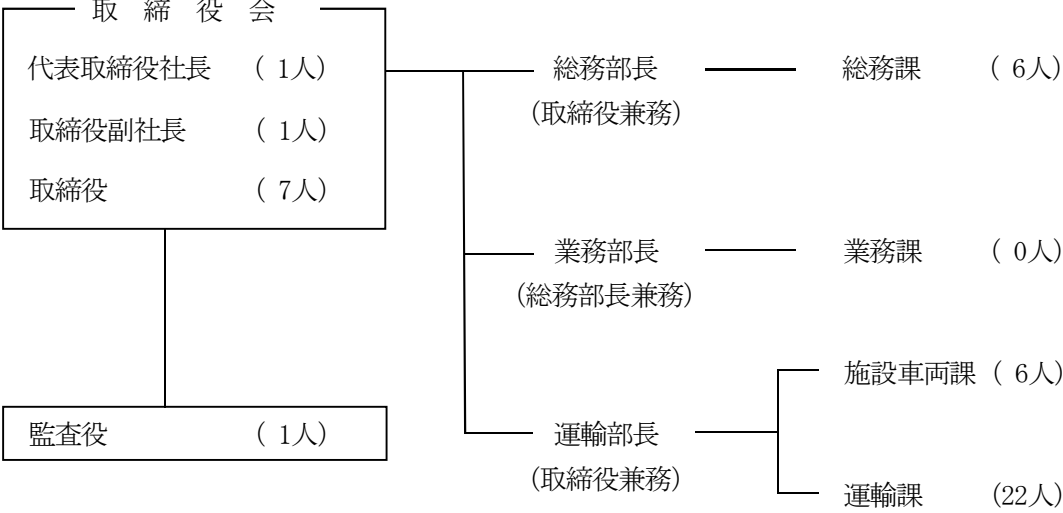
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋ガイドウェイバス株式会社
- ・所 在 地：守山区竜泉寺二丁目 301番地
- ・資 本 金：30億円（本市出資額は19億円であり、出資割合は63.3%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：軌道法による運輸事業等
- ・職 員 数：34人（嘱託員 7人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和 5年 3月31日現在）



2 本市からの財政援助等（令和 4年度）

- (1) 補助金 1億 2,022万円（名古屋市ガイドウェイバス設備改修費等補助金及び名古屋市ガイドウェイバス燃油価格高騰対策支援補助金）
- (2) 負担金 1,035万円（ガイドウェイバス志段味線インフラ外施設維持管理業務負担金）
- (3) 貸付金 17億 8,704万円（ガイドウェイバス志段味線整備事業費貸付金及びガイドウェイバス I C カードシステム整備事業貸付金）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 4年度）

(1) 運輸事業

高架専用軌道と平面一般道路をデュアルモードで連続走行するガイドウェイバス志段味線のうち、大曽根駅から小幡緑地までの高架区間における軌道法に基づく運輸事業の実施

(2) 附帯事業等

駅舎壁面及びバス車内における広告掲載事業、ガイドウェイバス関連グッズの製作・販売、エレベーター・エスカレーター等の市所有施設の維持管理、会社所有地における駐車場経営、社屋及び駅舎の一部の不動産賃貸等の実施

4 決算状況

(1) 損益計算書（令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日）

科目	金額
	千円
売上高	613,046
旅客運輸収入	511,406
運輸雑収	101,639
販売費及び一般管理費	825,541
営業利益	△ 212,495
営業外収益	14,982
雑収入	14,982
営業外費用	639
雑損失	143
雑支出	495
経常利益	△ 198,152
特別利益	120,225
補助金	120,225
特別損失	△ 47,114
固定資産圧縮損	△ 47,114
税引前当期純利益	△ 125,041
法人税等充当額	977
当期純利益	△ 126,018

（注）千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 (令和 5年 3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	162,232	1年以内返済予定長期借入金	787,046
貯蔵品	4,309	未払金	169,214
未収運賃	54,959	未払法人税等	8,567
未収金	131,788	未払費用	11,990
未収消費税等	5,940	運賃精算未払金	11,636
前払費用	1,755	前受運賃	38,355
流動資産合計	360,986	預り金	824
固定資産		前受収益	1,934
有形固定資産		流動負債合計	1,029,569
建物	151,074	固定負債	
構築物	6,900	長期借入金	1,000,000
機械装置	136,274	預り保証金	4,050
車両	11,999	退職給付引当金	12,860
工具器具備品	12,168	長期未払金	1,038
軌道	0	固定負債合計	1,017,948
土地	204,311	負債合計	2,047,518
建設仮勘定	1,927	純資産の部	
有形固定資産合計	524,657	株主資本	
無形固定資産		資本金	3,000,000
その他無形固定資産	0	利益剰余金	△ 4,155,326
無形固定資産合計	0	繰越利益剰余金	△ 4,155,326
投資その他の資産		利益剰余金合計	△ 4,155,326
差入保証金	1,318	株主資本合計	△ 1,155,326
長期前払費用	5,230	純資産合計	△ 1,155,326
投資その他の資産合計	6,548		
固定資産合計	531,205		
資産合計	892,191	負債及び純資産合計	892,191

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。